

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	17 件

## 千葉国民年金 事案 4105

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 46 年 4 月に国民年金に加入して以降、全ての国民年金保険料を納付したはずなのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行い、国民年金の加入期間において、申立期間を除き全て国民年金保険料を納付していることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間の前後の期間の保険料を納付期限内に現年度納付していたことを考慮すると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 4106

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月

私は、昭和 51 年 11 月に国民年金に加入し、国民年金保険料を全て納付してきたが、61 年 3 月の保険料が未納となっている。年金事務所に確認したところ、保険料が数十円不足していたため、保険料の還付が行われており、この期間が未納になっていると回答されたが、私は国民年金に加入して以降、保険料は全て納付してきたはずである。納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、付加保険料も納付するなど、国民年金制度への理解及び保険料の納付意識の高さが認められる。

また、オンライン記録において、昭和 61 年 11 月 26 日に保険料額不足により 6,720 円の還付決議が行われていることが確認でき、当該決議以前の納付記録から申立期間が未納と処理されたことが推認される一方、還付決議が行われた時点では、申立期間の保険料の徴収権の時効が到来するまでに 1 年以上の期間があり、この間に過年度納付することが可能である。

さらに、申立期間は 1 か月と短期間である上、申立人は、申立期間以前の保険料を長期間納付していることを踏まえると、保険料還付の連絡を受けながら、未納となった申立期間の保険料を納付しないとは考え難いことから、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年10月から2年7月まで

私は、A駅前のB(業種)に勤めており、自分では国民年金の加入手続に行けなかったため、代わりに母に加入手続を行ってもらった。国民年金保険料額は、その当時、1か月9,000円ぐらいであったと記憶しており、毎月、給料日後に保険料と預金する分のお金を母に渡し、納付してもらった。母からは当時住んでいたC市D区EのF銀行で納付したと聞いており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

C市の保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金の加入手続は、平成2年7月頃に行われたものと推認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付及び現年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間を除き、現在までの保険料は納付済みである上、申立人の保険料を納付したとするその母は、申立期間の保険料は納付済みであり、申立期間以降に未納は無いことから、申立人及びその母の納付意識の高さが認められる。

さらに、申立期間は10か月と短期間である上、申立人は、申立期間の保険料額は1か月9,000円ぐらいであったと述べているところ、その金額は申立期間当時の定額保険料額とおおむね一致しており、申立人の母も納付場所について具体的に述べていることを踏まえると、申立期間の保険料は納付していたものと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 4108

### 第1 委員会の結論

申立人の平成14年3月の国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

- 1 氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

- 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年3月

私の母が毎年市役所に行き、私の国民年金保険料の学生納付特例の申請を行ってくれた。申立期間の1か月のみが未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成13年4月から14年2月までの期間については、当初、未納と記録されていたが、23年9月1日にA市の国民年金被保険者名簿に基づき、未納から学生納付特例期間に記録訂正が行われていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間及びその前後の期間を通して4年制の大学の学生であり、申立期間の前後は学生納付特例期間となっているところ、学生納付特例は年度ごとに申請することとなっていることから、平成13年度の学生納付特例を申請する際、申立期間を除いて申請するとは考え難く、申立期間についても学生納付特例の申請を行っていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年8月30日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんにおける、申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年4月1日までの期間については、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められるとした判断を訂正し、A社B事業所における20年4月1日から同年11月28日までの期間については、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、同社C事業所における同年11月28日から21年4月1日までの期間については、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められるとする。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から21年4月1日まで  
② 昭和22年5月25日から28年4月1日まで

私の父は、昭和14年9月から54年3月までD社に継続して勤務し、定年退職するに当たり39年間の永年勤続表彰(感謝状)をもらっていることから、同社に継続して勤務してきたことは明らかである。厚生年金保険の被保険者として、20年4月1日から21年4月1日までのA社B事業所又は同社C事業所に勤務していた期間及び22年5月25日から28年4月1日までのE事業所(現在は、F事業所)に勤務していた期間の被保険者記録が欠落していることに納得できないので調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①における年金記録については、i) 昭和20年4月1日から同年11月28日までの期間については、A社B事業所は、申立人

の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていること、ii）20年11月28日から21年4月1日までの期間については、A社C事業所は厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないことが認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないことが認められるとして、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づく平成23年8月30日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定により、申立人のA社B事業所における資格喪失日及び同社C事業所における資格取得日に係る記録を昭和20年11月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額が110円とされている。

しかし、A社は、昭和22年5月25日に解散し、業務及び職員はG（機関）に移管され、その承継企業も存在しておらず、同社B事業所は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、当該期間に係る保険料についても納付していないことを認めているとの判断は事実誤認に基づくものであることが確認された。

このため、改めて当該事案に関して、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて再審議した結果、申立期間①のうち、昭和20年4月1日から同年11月28日までの期間については、A社は既に解散しており、当時の代表者も連絡がつかないため確認できず、このほか確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和20年11月28日から21年4月1日までの期間については、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社C事業所は、当該期間において適用事業所の要件を満たしているながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないことが認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成5年1月から同年6月までは50万円、同年7月から6年10月までは53万円及び同年11月は59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から6年12月25日まで  
私の厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、A社に勤務していた当時の給与に比べて低くなっている。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成5年1月から同年6月までは50万円、同年7月から6年10月までは53万円及び同年11月は59万円と記録されていたところ、A社が休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月25日から16日後の7年1月10日付けで、5年1月1日に遡って8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同様に平成7年1月10日付けで減額訂正されている3名のうち、事業主は、6年5月1日の資格取得日まで遡って標準報酬月額を8万円に、取締役1名は資格喪失（65歳時）により健康保険のみ加入記録があるところ、5年1月1日まで遡って標準報酬月額が8万円に、他の取締役1名も同年1月1日まで遡って標準報酬月額が8万円にそれぞれ減額訂正されている上、従業員1名は、7年1月11日付けで当初6年12月21日と記録されていた資格喪失日の処理を取り消した上で、5年1月31日まで遡って資格喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人が当該事業所の取締役を平成6年10月20日に辞任し、遡及訂正処理が行われた7年1月10日時点では取締役でないことが確認できる上、元同僚は、申立人が当該事業所のB店のC（役職）をしていたと供述していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的理由は見当たらず、申立期間に係る標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年1月から同年6月までは50万円、同年7月から6年10月までは53万円及び同年11月は59万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 1 日から 18 年 7 月 1 日まで  
私の申立期間におけるオンライン記録の標準報酬月額が実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額より低いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与明細書により 47万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、実際の給与額より低い報酬月額を届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該訂正後の標準報酬月額（47万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和55年11月4日から56年12月31日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を55年11月から56年7月までは19万円及び同年8月から同年11月までは22万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和57年2月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和56年12月から57年1月までは22万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年11月4日から56年12月31日まで  
② 昭和56年12月31日から57年2月16日まで

私は、A社に昭和55年11月4日に入社して、会社倒産で残務整理をして57年2月15日に退職したので、厚生年金保険の記録で56年12月31日に資格喪失しているのはおかしい。また、私の標準報酬月額が9万8,000円になっているが、当時の給与支給明細書に照らして明らかにおかしいので、併せて調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所は昭和56年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、その約2か月後の57年2月22日に資格取得時（55年11月4日）の標準報酬月額（19万円）と56年8月1日の随時改定（22万円）を取り消し、55年11月4日に遡って標準報酬月額を9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、当該事業所の被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている50名のうち5名は、申立人と同じく昭和57年2月22日付けで標準報酬月額を遡及減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された給与支給明細書（昭和56年10月分）により、支給額合計（報酬月額）及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも減額訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）よりも高額であることが確認できる。

加えて、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、取締役ではなかったことが確認できる上、申立人は、「B課所属でC（業務）が担当であった。」と供述しており、複数の元同僚も申立人の供述を認めていることから、申立人は標準報酬月額の遡及訂正には関与していないと認められる。

一方、昭和56年10月1日の定時決定（9万8,000円）は、上記有効な記録訂正とは認められない57年2月22日付けの遡及減額訂正処理に連動してなされた処理の結果であると考えることが適当であり、56年10月1日の定時決定は有効なものとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、昭和57年2月22日付けで行われた遡及減額訂正及び56年10月1日の定時決定に係る処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、その記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、55年11月から56年7月までは19万円及び同年8月から同年11月までは22万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、申立人のA社における雇用保険の加入記録により、申立人が昭和57年2月15日に離職していることが確認できることから、申立期間において継続して当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人の資格喪失日（昭和56年12月31日）は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日であるところ、当該喪失日に係る届出は、当該事業所の被保険者名簿により、当該事業所が適用事業所でなくなってから約2か月後の57年2月22日付けで遡及訂正処理されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている50名のうち5名は、申立人と同じく資格喪失日に係る届出が昭和57年2月22日付けで遡及して56年12月31日を資格喪失日として処理されている上、当該事業所

が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の 57 年 1 月 8 日及び同年 1 月 14 日に被保険者資格を取得している者が各 1 名確認できる  
ところ、両名の資格取消処理が同年 2 月 22 日付けで行われていること  
を踏まえると、当該事業所は適用事業所でなくなった後も事業を継続し、  
当時の厚生年金保険法に基づく適用事業所要件を満たしていたと認めら  
れる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における資格喪失日を昭  
和 56 年 12 月 31 日とする処理に合理的な理由は無く、その記録は有効  
なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の  
離職日（57 年 2 月 15 日）の翌日である 57 年 2 月 16 日であると認めら  
れる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、上記申立期間①の  
結果を踏まえると、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和 56 年  
8 月 1 日の随時改定の記録から 22 万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和54年2月1日に、同社D支店における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月31日から同年2月9日まで

私は、昭和38年4月1日にA社C支店に入社し、辞令により、54年2月1日付けで、同社D支店に異動した。「被保険者記録照会回答票」をみると、申立期間が空白となっているが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社員台帳、B社から提出された申立人に係る「略歴」、同社の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和54年2月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における資格喪失時及び同社D支店における資格取得時の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和54年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が、同

年1月31日を資格喪失日と届け出た結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 千葉厚生年金 事案 4424 (事案 116 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和18年12月17日、資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、30円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月1日まで

私は、戦争が始まった昭和16年12月末頃から終戦まで、B(職種)としてA社に勤務しており、17年6月に労働者年金保険(現在は、厚生年金保険)制度が開始したときから被保険者となっているはずなので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間に係る事業所に勤務していた事実を確認できる人事記録等の資料や同僚等の供述は無く、給与明細書等の申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料が無いこと、ii) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無いこと、iii) ほかに申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる周辺事情は見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成20年9月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人の再申立てを受けて再調査した結果、申立期間のうち、昭和18年12月17日から20年9月1日までの期間については、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)が存在することが判明し、この旧台帳により、申立人と同姓同名で生年月日も一致

する基礎年金番号に未統合の記録（厚生年金保険被保険者の資格取得日は18年12月17日、資格喪失日は未記載）が確認でき、これが申立人の供述と符合することから、当該未統合記録は申立人の記録と判断できる。

一方、当該未統合記録の旧台帳には、資格喪失日が記載されていないが、当該未統合記録の前後40名の旧台帳を確認したところ、いずれもA社で昭和18年12月17日に資格取得しており、資格喪失日は、19年8月21日が1名、20年8月16日が1名、同年9月1日が9名及び未記載が29名となっていることから、申立人の資格喪失日は、同年9月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年12月17日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社の資格喪失日は、20年9月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、旧台帳の記録により、30円とすることが妥当である。

- 3 申立期間のうち、昭和17年6月1日から18年12月17日までの期間については、上記未統合記録の旧台帳では、当該期間の被保険記録は確認できず、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59年12月から60年9月までは17万円、同年10月から61年4月までは14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月16日から61年5月1日まで  
私は、昭和56年2月から61年4月まで、A社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は59年12月16日と記録されている。申立期間当時の給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持するA社の給料支払明細書により、申立人は、当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記明細書の保険料控除額から、申立期間のうち、昭和60年2月から同年9月までは17万円、同年10月から61年4月までは14万2,000円とすることが必要である。

さらに、申立期間のうち、昭和59年12月及び60年1月の標準報酬月額については、申立人は、当該期間の給料支払明細書を保有していないものの、59年11月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人から提出された上記明細書により、当該期間についても同様に保険料が控除されていたと認められることから、17万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、当該事業所は昭和59年12月16日に

厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、当該事業所に係る商業登記簿謄本により、当該事業所は申立期間に法人事業所であることが確認できる上、申立人及び元従業員の証言から、当該事業所は申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届け出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成7年11月から8年9月までは30万円、同年10月から9年11月までは32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年12月21日まで

私は、A社に勤務していた期間の給与は手取りで25万円ぐらいであったが、事業主の都合により、標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられていることに納得できない。会社は現存していないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成7年11月から8年9月までは30万円、同年10月から9年11月までは32万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（9年12月21日）の後の10年1月9日付けで、資格取得時の7年11月1日に遡って9万2,000円に減額されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している2名（申立人を除く。）の標準報酬月額についても資格取得時に遡って減額されていることが確認できる。

さらに、申立人は、平成7年11月1日から9年12月20日まで雇用保険に加入しており、申立人の支給台帳全記録照会に記載されている離職時賃金日額が1万649円であることから、事業主が離職証明書で届け出た離職日前6か月間の給与支給総額の平均額は31万9,470円（標準報酬月額32万円に相当）であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記遡及訂正処理を行うべき合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年11月から8年9月までは30万円、同年10月から9年11月までは32万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年6月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年6月1日、資格喪失日に係る記録を同年11月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月1日から53年6月10日まで

私は、昭和52年4月1日にA社に入社したが、厚生年金保険の資格取得日は53年6月10日となっている。給料支払明細書では、52年7月分から同年11月分まで厚生年金保険料が控除されているので、確認の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人から提出された昭和52年分給与取得の源泉徴収票により、申立人が、同年4月1日にA社に入社したことは確認できる。

しかし、申立人から提出された給料支払明細書により、昭和52年6月分給料（52年5月21日から同年6月20日まで勤務）からは厚生年金保険料を控除されておらず、同年7月分給料（52年6月21日から同年7月20日まで勤務）から保険料控除が開始され、翌月控除であることが確認できる。

一方、厚生年金保険料の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定

することになる。

したがって、申立期間のうち、昭和 52 年 6 月から同年 10 月までの標準報酬月額については、同年 7 月から同年 11 月までの給料支払明細書により確認できる保険料控除額から 6 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 52 年 6 月、同年 12 月及び 53 年 6 月の標準報酬月額について、申立人から提出された給料支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、申立人から提出されていない 52 年 4 月、同年 5 月及び 53 年 1 月から同年 5 月までの期間について、申立人に確認したところ、給料支払明細書において保険料は控除されていないと供述している。

さらに、A 社は、「申立期間における関係資料は無い。」と回答していることから、当該期間について、申立人が給与から保険料を控除されていたことを確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの期間及び平成 5 年 4 月から 7 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、申立期間のうち、元年 3 月から 2 年 3 月までの期間及び 16 年 7 月から 21 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで  
② 平成元年 3 月から 2 年 3 月まで  
③ 平成 5 年 4 月から 7 年 3 月まで  
④ 平成 16 年 7 月から 21 年 4 月まで

私は、昭和 63 年 1 月頃に A 市の支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付したと思う。申立期間②については、離婚して母子家庭となり、収入が無かったので免除を受けていたと思う。申立期間③については、再婚し、夫か義母が保険料を納付してくれていたと思う。申立期間④については、毎年、市役所に免除申請に行って全額免除を受けていたので未納になっているのはおかしいと思う。これらの記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③については、申立人は国民年金保険料を納付していたと思うと申述しているが、A 市の国民年金被保険者名簿の納付記録は未納である上、申立期間①及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人は申立期間①の保険料を納付したと主張するのみであり、申立期間③の保険料を納付したとする申立人の夫及び申立人の義母の申述も具体的でなく、申立期間①及び③の保険料の納付状況は不明である。

2 申立期間②については、申立人は免除を受けていたと思うと申述しているが、申立期間②直後の平成2年度から4年度までの国民年金保険料は免除されているものの、申立人は免除申請を行った時期についての記憶が明確ではなく、上記被保険者名簿では申立期間②の納付記録は未納であり、申立期間②の保険料が免除されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間④については、申立人は、毎年市役所で免除申請を行い、全額免除を受けていたと主張しているが、オンライン記録に平成17年4月に免除申請を行い、同年3月から同年6月までの半額免除を受けている記録及び20年7月に同年7月から21年6月までの全額免除申請を行い、却下となっている記録があり、申立人の申立内容と相違している。

さらに、申立期間④以前の平成11年4月から16年6月までの期間は夫婦ともに免除申請記録どおりの適切な免除期間となっており、行政機関が申立期間④についてのみ連続して申立人の免除に係る事務処理を誤ることは考え難い。

加えて、申立人は免除申請を行ったと主張するのみであり、申立期間②及び④の保険料が免除されていたことを示す関連資料（免除申請書控等）は無く、ほかに申立期間②及び④の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②及び④の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4110

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から49年3月まで

私は、高校を卒業した後、自宅で両親と3人でA（業種）を営んできたが、両親の勧めで昭和45年10月にB町役場（現在は、C市役所）で国民年金の加入手続を行い、母が私と両親の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたのだから、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月24日に社会保険事務所（当時）からB町（現在は、C市）に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の前後の国民年金被保険者の納付記録等から、申立人の国民年金の加入手続は同年9月頃に行われたことが推認できることから、この時点を基準にすると、申立期間のうち47年6月以前の国民年金保険料は、特例納付によらなければ納付できないが、申立人及び申立人の母から具体的な申述は得られない。

また、C市役所の国民年金被保険者カード及び国民年金収納記録カードに申立期間の保険料を納付した形跡は見当たらない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母は申立期間に係る保険料の納付方法、納付場所等に関する記憶が曖昧であることから、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4111

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成 3 年 3 月まで

私は、申立期間当時大学生でA市B区に住んでいたが、住民登録はC市の実家のままであり、申立期間の国民年金保険料は親が納付してくれていたのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の実家のC市で申立人の親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は平成 4 年 6 月 10 日以降に社会保険事務所（当時）からD県E市へ払い出された手帳記号番号の一つであり、同手帳において、第 3 号被保険者として 5 年 4 月 1 日に資格取得したことが記載されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与していない上、申立人の母に聴取したところ、申立人の保険料を納付したと供述しているものの、申立人の戸籍の附票により、申立人は申立期間を含む昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までA市B区に住所があったことが確認できることから、住民登録の無いC市において申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付が行われたとは考え難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から45年8月まで

私は、昭和42年に大学を卒業し、すぐにA区役所で国民年金の加入手続きを行い、同年4月から38年間欠かさず国民年金保険料を納付し続けた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業した昭和42年3月頃にA区役所で国民年金の加入手続きを行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB社会保険事務所（当時）からC市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から45年9月頃に加入手続きが行われ、大学卒業後に国民年金の強制加入対象者となった42年4月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できることから、申立人の申述と相違する。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、加入手続きが行われた昭和45年9月頃は、第1回特例納付の実施期間中であるが、申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4113

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から52年3月まで

私は、役場で国民年金の加入手続を行った。納付場所は記憶に無いが、毎月、国民年金保険料を納付した。私の年金記録が未納となっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば昭和52年8月5日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることから、当該払出日以降に申立人の国民年金の加入手続が行われ、51年3月21日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認でき、同時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付となるが、申立人は保険料をまとめて納付したことは無いと申述している上、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿において、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年5月から48年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料については、昭和48年又は49年頃、保険料の未納者救済措置として、いままでの未納保険料を納付することができるとの通知がA町役場（現在は、B市役所）から送付されてきたため、同町役場で一括して納付した記憶があり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年又は49年頃に実施された、国民年金保険料の未納者救済措置を利用して、申立期間の保険料をA町役場で一括して納付したと述べる所、特殊台帳及びA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿では、申立期間の保険料は未納とされ、特例納付した形跡は見当たらない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料として納付したとする金額は、実際に申立期間の保険料を特例納付する際に必要となる金額と相違している上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月までの期間、同年 4 月から 47 年 3 月までの期間、同年 4 月から 48 年 3 月までの期間、同年 4 月から 53 年 3 月までの期間、54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間、同年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び同年 4 月から平成 7 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月まで  
② 昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月まで  
③ 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで  
④ 昭和 48 年 4 月から 53 年 3 月まで  
⑤ 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで  
⑥ 昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月まで  
⑦ 昭和 58 年 4 月から平成 7 年 9 月まで

私は、国民年金制度開始時の昭和 36 年 4 月頃に、A 区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、60 歳になるまで、国民年金保険料は毎年 1 年分を前納しており、免除申請を行った覚えは無いので、申立期間が未納又は申請免除期間とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が開始された昭和 36 年 4 月から 60 歳になる平成 7 年\*月までの国民年金保険料を全て納付したと主張しているが、申立期間は合計 7 回、366 か月と長期間に及び、複数の行政機関が同一人に対し保険料の収納事務処理誤りを繰り返すことは考え難い。

また、申立人は、昭和 61 年、62 年、平成元年、3 年から 7 年までの期間及び 9 年から 11 年までの期間に係る所得税の確定申告書の控えを提出しており、いずれも社会保険料控除の内訳に国民年金に係る支払保険料額

が記載されているが、昭和 62 年度を除き各年度の前納保険料額と一致しない上、申立人が 60 歳に到達し国民年金被保険者資格を喪失した平成 7 年\*月以降の保険料額も記載されており、これらの記載は国民年金保険料の納付に関する領収証書等の確実な資料に基づき記載されたものとは認められず、信憑<sup>びよう</sup>性が認められないことから、当該確定申告書の記載をもって、申立人が申立期間の保険料を納付していたものとは認め難い。

さらに、申立人が提出した国民年金手帳には、昭和 36 年度から 38 年度までは保険料の納付を示す検認印が押されているが、39 年度及び 40 年度については検認印が押されておらず、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続、住所変更手続及び申立期間の保険料納付についての記憶が明瞭ではなく、保険料の納付状況が不明である上、上記確定申告書以外に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4116

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月

私は、毎年、年度初めに届く国民年金保険料の納付書に従い、A市B区役所内の金融機関で保険料を納付していた。平成 20 年 5 月に、同区役所の窓口で納付状況を確認した際、未納は無いとの回答があったので安心していてもかわらず、ねんきん特別便により、申立期間の保険料が未納とされていることを知った。納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先が保管する平成 10 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿の写しを提出しているものの、当該源泉徴収簿の社会保険料控除額のうち、申告による控除分欄に記載が無く、申立人が同年中に納付した国民年金保険料額を確認することはできない。

また、申立期間は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4117

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年11月から54年3月まで

私は、昭和52年11月にA市に転入届を提出した際に、国民年金の加入手続について話を聞き、後日、国民年金保険料の未納分を一括して納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年11月にA市役所で転入届の手続をする際、国民年金の加入手続について確認し、その後国民年金保険料の未納分を一括して納付したと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿の電算入力日及び国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人は、55年7月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認できる。

また、申立人は、「未納分の保険料をまとめて納付したのは1回だけだった。」と述べているところ、上記被保険者名簿により、申立期間直後の昭和54年4月から55年3月までの保険料を、同年12月11日に一括して過年度納付したことが確認でき、同日時点では、申立期間のうち53年9月以前の保険料は時効により納付できない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4118

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

私は、平成9年4月から13年3月までは大学生でA市に住んでおり、申立期間については、A市役所で国民年金保険料の申請免除の手続を行ったのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料についてはA市役所で申請免除の手続を行ったと主張しているが、A市の国民年金収滞納一覧表及びオンライン記録において、申立期間に係る免除承認記録は確認できない上、記録の取消等の不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によると、平成13年4月16日付けで申立人に対し過年度保険料の納付書が作成されたことが確認でき、当該納付書が作成されるまで、申立期間は未納であったことがうかがえる。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務における事務処理の機械化が促進されていることから、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

加えて、申立人は、免除申請書を提出したこと、及び免除の承認を受けたことを確認できる資料を所持しておらず、ほかに申立期間について免除申請の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4119

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から61年3月まで

私は、昭和58年3月に短大を卒業して、A市から両親の住むB市に転居した。個人経営のC（業種）に勤めて最初の誕生日の頃に市役所から国民年金の加入案内が送付され、両親に加入を勧められたこともあったので、同年6月頃に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、初回は数か月遡って同年4月からまとめて納付し、2回目以降は毎月、B市Dに所在する支所へ1か月分ずつ納付するために通ったので、同年4月から61年3月までの期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年6月頃、B市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、61年11月27日に社会保険事務所（当時）からB市に払い出された500件の手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は同年12月から62年1月頃までに行われたと推認できることから、申立人の主張と相違している上、61年12月の時点では、申立期間のうち59年9月以前の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人の氏名の読み方を変えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行った結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年2月まで

私は、昭和63年3月にA市役所の国民年金担当窓口で国民年金第3号被保険者の手続を行った際に、加入していなかった過去2年分の国民年金保険料を納付するように指導されたが、2年分を納付することは無理であったので、1年分を納付することにした。後日、同じ窓口で申立期間の保険料として8万1,400円を納付し、領収証書として3枚複写の用紙を受け取った。申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所の国民年金担当窓口で国民年金保険料を納付し、領収証書として3枚複写の用紙を受領したと主張しているところ、申立人の所持する3枚複写の用紙は納入通知書控、領収証書及び納入通知書と記載されており、申立期間当時、A市役所において発行された保険料の納付書であることは確認できるが、当該納付書は3枚共に領収印が押されておらず、申立期間の保険料の納付に使用された形跡は無いことから、当該納付書をもって申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人の氏名の読み方を変えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行った結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から同年5月25日まで  
私のA社に係る厚生年金保険の加入期間のうち、平成5年1月から同年4月までの標準報酬月額が19万円となっているが、この期間の標準報酬月額は26万円であるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたB健康保険組合は、申立期間において、当該組合の前身のC健康保険組合が、D厚生年金基金及び厚生年金保険の事務手続に係る届出の窓口を行っており、届出書は複写式であったと回答しているところ、D厚生年金基金の申立人に係る加入記録から、申立人の申立期間に係る報酬標準給与は19万円であることが確認でき、厚生年金保険の標準報酬月額と一致する。

また、雇用保険の支給台帳全記録照会により、申立人はA社を退職後、基本手当を受給しているところ、離職時賃金日額6,428円から、申立人が離職する前の6か月間の平均賃金月額は19万2,840円と試算され、同額に見合う標準報酬月額は、19万円(15等級)であることが確認でき、厚生年金保険の標準報酬月額と一致する。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 31 日から 44 年 2 月まで

私がA社に勤務していたときの厚生年金保険の被保険者記録によると、昭和 42 年 12 月 31 日に資格喪失したと記録されているが、44 年 2 月頃まで事業主の自宅敷地内に所在した同社B工場に勤務していたので、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述により、申立人は、昭和 44 年 2 月頃までA社B工場に勤務していたことは推認できるが、A社は、42 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所でないところ、当該事業所はC市において法人登記されておらず、オンライン記録及び事業所名称検索結果により、同社B工場は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

また、A社の元事業主は既に死亡しており、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、元同僚は、「A社は、昭和 42 年 12 月 31 日に適用事業所でなくなったのは、ほぼ間違いないと思う。」と供述している上、元事業主の妻は、「A社は、昭和 42 年 12 月 31 日に事業所を閉鎖したもので、遡って適用事業所でなくなったのではない。申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については関係資料が無く、事務的なことは不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4430

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月 1 日から 15 年 4 月 1 日まで

私の厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、平成 14 年 3 月から退職した 15 年 3 月までの標準報酬月額が従来の 50 万円から下がっているが、長期にわたり固定給与であったことから、標準報酬月額が下がることはないと考えている。申立期間も、従来どおりの給与をもらっていたので調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間のうち平成 14 年 3 月から同年 9 月までについては、事業主から提出された賃金台帳により、報酬月額は約 46 万円であることが確認でき、これに見合う標準報酬月額は 47 万円（25 等級）となるが、当該期間に控除されている保険料に見合う標準報酬月額は 44 万円（24 等級）となり、オンライン記録と一致する。

また、申立期間のうち平成 14 年 10 月から 15 年 3 月までについては、14 年 10 月 1 日の定時決定において標準報酬月額が 47 万円に増額されているところ、事業主から提出された賃金台帳により、報酬月額に見合う標

準報酬月額（47 万円）に相当する保険料が控除されていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、事業主から提出された賃金台帳により、申立人の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないためあつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 1 日から 59 年 8 月 27 日まで  
私は、昭和 51 年に A 社に入社し、62 年 3 月に次の事業所に入社するまで勤務した。この間、59 年 8 月 27 日に当時の夫の扶養となり国民年金に任意加入するまでは、厚生年金保険に加入していたが、資格喪失日が 58 年 8 月 1 日となっているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚は、申立人が昭和 62 年 3 月まで、A 社に勤務していたと供述しており、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人の当該事業所における離職日は昭和 58 年 7 月 31 日であることが確認でき、その翌日を資格喪失日とする厚生年金保険の記録と符合する。

また、B 社（A 社が昭和 62 年 12 月 1 日に商号変更）は、平成 6 年 4 月 \* 日に裁判所の破産宣告を受け、13 年 3 月 \* 日に破産終結していることから、貸金台帳、源泉徴収票等申立期間当時の関連資料の所在は不明であり、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は当該事業所における被保険者資格を昭和 58 年 8 月 1 日に喪失し、備考欄の記載により、同月に健康保険被保険者証を返還していることが確認でき、資格喪失手続に不自然さは認められない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4432（事案 2646 及び 3614 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 10 月 1 日から 23 年 11 月 1 日まで  
私は、昭和 22 年 10 月 1 日に A 社に入社し、31 年 3 月 1 日に退職するまで継続して勤務したが、申立期間について A 社での厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社は、昭和 22 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同社では、必ずしも新規適用時から全従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえること、ii) 申立人が記憶している元同僚は、B 社における被保険者資格を 22 年 12 月 1 日に喪失し、A 社における被保険者資格を 23 年 11 月 1 日に取得しており、申立人と同じく申立期間は厚生年金保険の被保険者となっていないこと、iii) A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について事業主等から聴取できないこと、iv) 申立期間当時、A 社では、国内勤務の者については厚生年金保険の適用事業所となった日又は入社日に、C（地名）勤務の者については 23 年 11 月 1 日に一斉に資格取得手続を行ったことがうかがえるところ、元同僚 11 人は、「申立人は、申立期間当時 C（地名）に勤務していた。」と供述していることから、申立人についても他の C（地名）に勤務していた者と同様、同年 11 月 1 日に厚生年金保険の資格取得手続が行われたと考えられることなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 11 月 10 日及び 23 年 6 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回及び前々回の審議結果に納得できないとして再申

立てを行っているが、新たな資料及び情報は提出されず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から7年6月1日まで

私は、申立期間について、A県B区のC社に勤務していた。同社に勤務していたことを示す資料を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、C社の本部であるD社において平成4年9月10日に資格取得し、8年5月20日に離職していることが確認できることから、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社及びD社は、いずれも厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、元同僚は、「私は、3年から4年くらい勤務したが、厚生年金保険には加入しておらず、国民年金に加入していた。」と供述している。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間を含む平成元年9月28日から11年4月16日まで国民年金の第3号被保険者となっていることが確認でき、E健康保険組合は、「申立人は、申立期間において被扶養配偶者として当健康保険組合に加入している。」と回答している。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4434

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 1 月に A 社 B 本社に入社し、その後、同社 C 支店（名称変更後は、D 社）に異動となったが、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社 B 本社及び同社 C 支店の元同僚等の証言から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が同社 B 本社に入社し、その後同社 C 支店に異動したことは推認できる。

しかし、雇用保険の加入記録において、申立人の A 社 C 支店における資格取得日は昭和 46 年 9 月 1 日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致している。

また、A 社 B 本社及び同社 C 支店の複数の元同僚は、「入社当初、2 か月から 5 か月ぐらい、厚生年金保険に加入していない期間がある。」と供述していることから、同社では、申立期間当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

さらに、A 社 C 支店は、昭和 46 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同日に被保険者資格を取得した 11 人は、いずれも同社 B 本社における被保険者資格を同年 5 月 1 日に喪失していることが確認できる一方、同年 9 月 1 日に同社 C 支店で被保険者資格を取得した 10 人（申立人を含む）は、同年 4 月時点では同社 B 本社の被保険者資格を有していないことが確認できることから、同社 C 支店では、同年 5 月 1 日に同社 B 本社の被

保険者資格を喪失した者とそうでない者について、厚生年金保険の加入時期に関し、異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

加えて、A社B本社及び同社C支店は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、D社の元事業主は、「申立期間当時のことについて確認できる資料は無く、申立人の厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 9 月 1 日から 62 年 5 月 6 日まで  
② 昭和 62 年 5 月 6 日から 63 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間において、給与が減額されたことは無く、前後の期間の標準報酬月額は 22 万円となっているのに、申立期間の標準報酬月額が低くなっていることは納得できないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「申立期間①直前の標準報酬月額は 22 万円であり、給与が減額されていないのに、申立期間①の標準報酬月額が 16 万円に減額されていることは納得できない。」と主張している。

しかし、A事業所は、昭和 62 年 6 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主から調査協力が得られないため、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当該事業所の元同僚は、「自分の記録でも標準報酬月額が低い期間があり、控除されていた社会保険料も少ない期間があった。事業主が社会保険料の負担を少なくするために、一定額以上の給与支払を受けている従業員に対して、一定額の給与に対しての社会保険料を控除し、一定額以上の給与については、別枠で支払をしていたと記憶している。」と供述している。

さらに、オンライン記録において、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届により、昭和 60 年 9 月 1 日付けで標準報酬月額が改定されている被保険者は申立人を含め 5 名おり、その全員の標準報酬月額が減額改定されていることが確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険

者原票において遡及訂正等の不自然な形跡は見当たらず、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、「B社はA事業所から社名変更したものであり、給与は減額されていないのに、B社における資格取得時の標準報酬月額が9万8,000円になっていることは納得できない。」と主張している。

しかし、B社（名称変更後は、C社）は、平成20年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主から調査協力が得られないため、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和62年5月6日に被保険者資格を再取得した11名のうち、申立人を含む9名の標準報酬月額は、9万8,000円であり、残りの2名の標準報酬月額は、9万2,000円及び10万4,000円となっており、標準報酬月額の記録に遡及訂正等の不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月5日から21年1月1日まで  
② 昭和21年11月30日から22年2月1日まで  
③ 昭和22年11月1日から同年12月1日まで

私の父は、昭和20年11月5日にA社に入社し、22年12月1日に退社しているが、この間正社員として継続勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出されたA社の辞令により、申立人は昭和20年11月5日付けで当該事業所に入社したことが確認できる。

しかし、A社(B)は、昭和26年3月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在は不明であることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同日に当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の元同僚は、「資格取得日以前から勤務しており、当時、試用期間があった。」と供述していることから、当該事業所は、申立期間①当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、一定期間経過後に加入させていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、A社（B）及びA社（C）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様にA社（B）で被保険者資格を喪失し、一定期間経過後にA社（C）で被保険者資格を取得した者が複数名いることが確認できる上、申立人は、A社（C）で被保険者資格を取得するときに、新たな厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、A社（B）及びA社（C）は、昭和26年3月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在は不明であることから、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該両事業所で被保険者資格を取得している元同僚に照会し、複数の元同僚から回答を得られたが、申立人を覚えている者はおらず、申立人の申立期間②における勤務実態等を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、申立人から提出された勤務記録カードの記載から、申立人は、「申立期間③に係る厚生年金保険の資格喪失日は昭和22年12月1日である。」と主張している。

しかし、申立人から提出されたA社の辞令により、申立人は昭和22年10月31日に退職していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、A社（B）は、昭和26年3月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在は不明であることから、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することができない上、申立期間③当時、A社（B）に勤務した複数の元同僚は、「申立人を覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月1日から23年12月1日まで

私は、昭和21年8月から23年11月まで、A県B区Cに所在したD事業所にE（職種）として勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A県B区Cに所在したD事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、申立人が氏名を挙げた元事業主及び元同僚については、生年月日等が不明であり特定することができないことから、元事業主及び元同僚に聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、オンライン記録において、D事業所は、申立期間当時A県B区Cで適用事業所として確認できないところ、同区Fに所在する同名称の事業所が申立期間当時に適用事業所となっていることから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人、申立人が氏名を挙げた元事業主及び元同僚のいずれの氏名も無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4438 (事案 3563 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月 1 日から 57 年 7 月 25 日まで  
私は、昭和 53 年 9 月から 57 年 7 月まで、A 市 B 区の C 社（現在は、D 社）に継続して勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日は 56 年 9 月 1 日と記録されているため、申立期間が被保険者期間となっていない。納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 7 月 25 日までの期間については、申立人は、前回の申立てにおいて E 社に勤務していたと申し立てているところ、事業主は、「申立人が勤務していたことは間違いないが、勤務期間及び時期は不明である。」と回答しており具体的な勤務期間について確認することができないこと、及び当該事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 6 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立てと一部重複する申立期間について C 社に勤務していたと主張している。

しかし、D 社は、「申立期間当時の関係書類は既に廃棄しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立期間に係る保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録には離職日の記載が無い上、申立期間に被保険者資格を取得している元同僚 3 人は、「申立人を覚えていない。」と供述していることから、申立人の勤務期間について特定することができない。

さらに、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、被保険者資格喪失日は昭和 56 年 9 月 1 日と記載されており、訂正等の形跡も無い上、申立人の健康保険被保険者証は同年 9 月 3 日に返納されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 3 月に A 高等学校を卒業し、同校のあっせんで B 県 C 区に所在する D 社（現在は、E 社）に同年 4 月に入社した。同年 4 月から 33 年 5 月までの厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

F 社（申立人が申立事業所の次に就職した G 社の承継事業所）から提出された申立人の人事台帳において、申立人の G 社の前職歴の欄に「自昭和 31 年 3 月至 35 年 4 月 D 社」と記載されていること、及び A 高等学校から提出された申立人の生徒指導要録の学歴欄には、申立人の卒業年月日は「31. 3. 1」と記載され、同要録の職業的発達の記録欄の最下段には、「D 社（B 県）」と記載されていることが確認できる上、申立期間に D 社において資格取得及び喪失している元同僚は、「申立人は D 社に勤務していた。」と供述していることから、申立人は同高等学校を卒業後、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、E 社は、申立期間当時の賃金台帳や源泉徴収簿等は保管していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人と同じ昭和 33 年 5 月に D 社で資格取得している 13 名について調査した結果、連絡の取れた 4 名は、入社後、1 か月又は 2 か月の欠落があり、そのうちの 1 名は、「入社から 2 か月間は厚生年金保険に加入させず、様子を見ていたのだと思う。」と供述している上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を有する

15名について調査を行ったところ、連絡の取れた6名のうち2名は、30年4月に入社後、厚生年金保険に加入するまでに10か月の欠落があり、1名は、同年4月に入社後、7か月の欠落があることから、当該事業所は、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の資格取得年月日欄に「5・1」の記載が確認でき、申立人の記号番号の前後の者が昭和33年5月に資格取得していることから、申立人の資格取得年月日は同年5月1日であると認められ、オンライン記録の資格取得日と一致する。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4440（事案 334 及び 1109 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 9 日から 42 年 2 月 16 日まで  
私は、脱退手当金をもらった覚えは無く、昨年亡くなった夫も同じ会社に勤めていて、私が脱退手当金をもらっていないことを知っていた。審議結果に納得できないので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の脱退手当金は、事業主による代理請求の可能性が高いと考えられること、ii) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記され、支給額に計算上の誤りも無いなど一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 21 日及び同年 9 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から新たな資料の提出は無く、申立人は、「私は、脱退手当金を受け取っていない上、亡くなった夫も脱退手当金を受給していないことを知っていたので納得できない。」と主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、今回、範囲を広げて複数の同僚調査を行なったが、当委員会の当初の決定を変更すべき供述を得ることはできなかった。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4441 (事案 3969 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月10日から36年1月11日まで

私は、A社(現在は、B社が承継)の船員保険被保険者期間の標準報酬月額に関する申立てが認められない旨の通知を受けたが、今回の申立期間について、同社からの給与以外に、同社ほか数社で設立したC(団体)のD部E課において嘱託としての手当も受けていた。これは、A社から別名目の報酬を受けていたことになると思うので、嘱託料を含んだ標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

今回の申立期間を含む昭和35年3月21日から36年7月17日までの期間に係る当初の申立てについては、i) B社は、「申立期間当時の船員保険料の控除を確認できる資料は無い。」と回答していること、ii) 申立人が氏名を挙げた元同僚3人の陸上勤務と船上勤務における標準報酬月額の変動状況を比較してみると、陸上勤務期間よりも船上勤務期間の標準報酬月額が高くなっていることは確認できるものの、それぞれの額の変動には個人差があること、iii) A社に係る船員保険被保険者台帳及び船員保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致し、記録訂正等不自然な痕跡は認められないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年9月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「A社からC(団体)に派遣されていた期間については、A社の給与以外に嘱託としての手当も受けていたので、嘱託料を加算した標準報酬月額に訂正してほしい。」と主張しているところ、申立人から提出されたC(団体)の辞令、同団体から提出された

申立人に係る人事発令簿及びB社から提出された申立人の船員カードにより、昭和35年10月10日から36年1月11日まで同団体に嘱託として勤務し、月額手当1万5,000円を支給されたことが確認できる。

しかし、C（団体）から提出された昭和35年10月11日付けの同団体F（役職）からA社G（役職）に宛てた申立人の給与に関する通知文書には、「当団体支給の給与が貴社御支給給与を下廻る部分については、その差額は貴社にてご負担下さるようお願いいたします。」と記載されていることから、A社は、申立人に係る報酬について、同社で定めた報酬とC（団体）からの報酬との差額分のみを負担した上で申立人に支給していたものと推認できる。

また、C（団体）は、「申立期間の保険料を控除していなかった。」と回答している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 21 日から 2 年 3 月 9 日まで  
私は、A 県 B 市の C 社（現在は、D 社）E 支店に昭和 61 年 3 月から平成 3 年 4 月まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、元年 12 月 21 日から 2 年 3 月 9 日までの間、厚生年金保険に加入していないこととなっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D 社 E 支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は、平成元年 12 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、申立人は、2 年 3 月 9 日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、D 社 E 支店から提出された「退職金計算書及び支給明細書」等の資料により、申立人が平成元年 12 月 20 日に C 社を退職し、退職金 10 万 3,100 円の支給決定を受けていることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録により、申立人は C 社 E 支店において平成元年 12 月 20 日に離職し、2 年 3 月 9 日に同支店で再度資格取得していることが確認できるところ、申立人は、F 公共職業安定所発行の雇用保険受給資格者証により、同年 1 月 5 日に求職申込を行い、同年 1 月 8 日に受給資格の決定が行われていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4443

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月 1 日から 7 年 7 月 31 日まで  
私の厚生年金保険の記録では、平成 5 年 2 月から 7 年 6 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているが、給料は 5 年 2 月から同年 12 月までが 53 万円、6 年 1 月から同年 12 月までは 40 万円、7 年 1 月から同年 6 月までは 20 万円だったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 5 年 2 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 6 月までは 59 万円と記録されていたところ、同年 1 月 24 日付けで、5 年 2 月 1 日に遡及して 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A 社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間において当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、会社の経営は思わしくなかったため、給料を下げざるを得ず、給料の遅配もあった。」と供述している上、ほかの従業員に照会したところ、給料の遅配が多々あった旨供述が得られたことから、当該事業所では申立期間当時、社会保険料等の滞納があったことがうかがえる。

さらに、申立人は、当該事業所における経理事務について、担当者はほかにいたものの、責任者は申立人自身であり、社会保険関係の届出等に必要な代表者印の管理も申立人自身が行っていたと供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役であった申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 26 日から同年 8 月 1 日まで  
私は、昭和 39 年 4 月から 43 年 5 月まで継続して A 社に勤務していたので、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査して厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間を含む昭和 39 年 4 月から 43 年 5 月まで継続して A 社に勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において、厚生年金保険被保険者の資格を有する複数の元同僚に照会したが、申立人の勤務実態について具体的な供述は得られなかった。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人は昭和 39 年 4 月 1 日に資格を取得し、41 年 4 月 26 日に資格を喪失した後、同年 8 月 1 日に資格を再取得しており、当該資格記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。